

佐賀東部水道企業団指定給水装置工事事業者

新規申請(更新含む)のご案内

【提出書類】

申請時等に提出いただくもの		法人	個人	備考
「指定給水装置工事事業者指定申請書」		○	○	記載例を参照のこと(事務所の位置図及び写真添付) ※複数事業所等は事前に要相談
「機械器具調書」		○	○	記載例を参照のこと(写真添付)
「給水装置工事事業者選任・解任届」		○	○	記載例を参照、新規は日付空欄とし、それ以外は事実の生じた日から2週間以内の日付。更新時に選任中の主任技術者について選任届を提出する必要はありません。
※指定証受領証		○	○	※指定証受理時に受領者認印を押印してもらう。受領証は当方で用意
※空のCD-Rディスク 1枚		△	△	※給水装置工事施行基準がHPからダウンロードできない場合は指定証受理時に持参すること。
添付書類	「誓約書」	○	○	
	「登記簿謄本」又は「記載事項証明書」	○	-	発行日から3か月以内のもの(写し可)
	定款の写し	○	-	余白に原本証明と代表者名・代表者印
	住民票	-	○	発行日から3か月以内のもの(写し可)
	「給水装置主任技術者」の免状又は技術者証の写し	○	○	選任者全員分提出のこと、更新時も必要
	他水道事業体の指定証写し	○	○	他水道事業体で指定を受けている場合に提出。※更新時は添付不要

○必ず日中に連絡のとれる電話番号(携帯番号等)を追加してください。HPに掲載を希望されない場合は公表しません。

佐賀東部水道企業団が確認する事項の提出書類と備考(原則として更新時)

佐賀東部水道企業団が確認する事項の提出書類と備考(原則として更新時)	
指定給水装置工事事業者講習会の受講状況及び業務内容等の確認	新たに受講した場合等、随時提出可
給水装置工事主任技術者等の研修受講実績等の確認	
適切に作業を行うことができる技能を有する者の確認	

○提出前に「指定給水装置工事事業者提出書類チェックシート」で必ず確認し、不備の無いようにお願いします。

【手数料】

- ・ 新規指定申請手数料 10,000円
- ・ 更新指定申請手数料 10,000円

【指定日について】

新規指定は、申請書類一式と添付書類に不備がなければ、手数料納入後、概ね2週間程度で指定します。

【申請場所】

佐賀東部水道企業団 財政課契約管理係(二階) 電話0952-30-6151 FAX0952-30-6154
〒849-0914 佐賀市兵庫町大字西淵1960-4

佐賀東部水道企業団指定給水装置工事事業者

各種届出のご案内

◎ 指定事項の変更や主任技術者等に変更があった場合は、必要書類を添付し期限までに提出してください。

【届出書類】

変更等の内容	提出書類	備考(添付書類等)
氏名又は名称、住所、代表者、役員、事業所の名称又は所在地	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書	変更があった日から30日以内、新規申請に準じて必要な書類を添付 代表者変更には、それを証明できる書類と誓約書が必要
主任技術者の選任・解任	給水装置工事主任技術者選任・解任届	選任の場合は免状等の写しを添付 更新申請とは関係なく、事実の生じた日から2週間以内に届け出ること！
事業の廃止・休止・再開	指定給水装置工事事業者(廃止・休止・再開)届出書	再開は10日以内、それ以外は30日以内に提出 廃止・休止の場合は指定証を返納

※事業所の追加・変更等については、公共料金領収書の写し等、別途確認できる書類を添付すること。

【指定証の返納】

有効期間内に、廃止・休止する場合は指定証を返納すること。ただし、改正前事業者が最初に更新する場合を除き、更新申請の場合は返納していただく必要はありません。(指定証に有効期間が明記されているため)

【変更後の指定証】

指定証の記載事項に変更があった場合は、変更後の指定証を発行しますので、従前の指定証も添付してください。ただし、指定証に代表者名や住所(市町村名以降)を記載しないことができるので、その場合は添付不要です。

【氏名又は名称の変更とは】

個人の「氏名」の変更とは、「個人事業者本人の氏名変更」です。相続や事業譲渡は「変更」には該当しません。

個人・法人を問わず事業者の継承(個人から個人への相続、個人から法人への組織化、法人から法人への営業譲渡、合併に伴う新会社の設立)は一切できません。

その場合は、「廃止」→「新規」の手続き行ってください。

有限会社から株式会社等への組織変更、法人名の単なる変更は、「変更」手続きを行ってください。

なお、「変更」については、水道事業体によって異なる取扱いとなる場合があるので、ご了解ください。

【手数料等】

変更届及び指定証発行については、手数料を徴収しておりません。

住所表示(番地等)と代表者名については、選択制により指定証に記載しないことができますが、その場合でも変更届は必要ですが、記載事項に変更なければ、指定証提出が不要であり、新しい指定証を取りに来る手間も省けます。

【更新時の変更】

更新に併せて変更届を提出するのではなく、事実の生じた日から一定の期間内に提出してください。更新申請後に変更が生じた場合は、随時変更届を受け付けます。

【申請場所】

佐賀東部水道企業団 財政課契約管理係(二階) 電話0952-30-6151 FAX0952-30-6154
〒849-0914 佐賀市兵庫町大字西淵1960-4